

事前申請が必要
です。

(住宅取得補助以外)
工事着手後の申請
はできません。

令和8年度分 申請受付開始

住宅関係補助金

住宅リフォーム補助

対象

- ・町の住民基本台帳に登録がある
- ・工事経費が20万円以上の工事
- ・施工業者が町内業者 他

補助額

- 一般▶工事費の**10%**上限**15**万円
- 高齢者・子育て世帯▶工事費の**20%**上限**30**万円
- 空き家バンク購入者▶工事費の**20%**上限**60**万円



空き家リフォーム補助

対象

- ・空き家バンクに登録されている
- ・工事経費が20万円以上の工事
- ・施工業者が町内業者 他

補助額

- リフォーム▶工事費の**20%**上限**20**万円
- 家財撤去▶費用の**100%**上限**20**万円



空き家解体補助

対象

- ・町内に所在する空き家である
- ・町建設業者等級別表の業者
- ・抵当権が設定されていない 他

補助額

- 工事費の**30%**上限**30**万円



住宅取得補助

対象

- ・新築または新築建売住宅
- ・居住用床面積が50㎡以上
- ・住宅取得者が満50歳以下
- ・申請時に1年以上本町に居住している 他

補助額

- 町内業者▶**50**万円 (現金30万円・町商品券20万円)
- 町外業者▶**30**万円 (町商品券30万円)



Q 工事が終わった後に補助金申請できますか？

A できません。住宅取得補助以外は、すべて事前申請になるので、ご注意ください。

Q 町外在住ですが、「空き家解体補助」の申請はできますか？

A できます。登記名義人か納税管理者であれば、町外の方でも解体補助申請ができます。

Q リフォーム補助は何回も申請できますか？

A できません。補助金申請は同一物件につき1回限りになります。計画的に申請をお願いします。

問 政策企画課 22-3032